

1 編 総則

1 章 背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を始めとする未曾有の被害をもたらした大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体でその処理に苦慮している現状にある。鳥取県においても、平成12年の鳥取県西部地震（震度6強）、平成28年の鳥取県中部地震（震度6弱）と規模の大きな地震を平成の間に2度経験している。また、地震だけでなく、気候変動に伴う降水量の増加により、河川氾濫等の風水害に対するリスクも高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況となっている。

環境省では、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定、平成30年3月改定）（以下「指針」という。）を策定した。

鳥取県においては、平成30年4月に、災害廃棄物処理への基本的な対応、処理体制等を定めた「鳥取県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」とします。）を策定した。

このような背景を踏まえ、指針に基づき、本市防災計画等の関連計画と整合を図りながら、災害に直面した場合に、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を目指すために定めるものである。

2 章 本計画の位置づけ

本計画は、指針に基づき策定するものであり、倉吉市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制等について示すものとする。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

【用語の定義】

用語	説明
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

